

美唄市議会報告会 開催要領

(目 的)

第1条 この要領は、美唄市まちづくり基本条例(平成19年美唄市条例第17号)の議会の責務に関する条項の規定に基づき、議会活動の状況等について説明責任を果たすとともに、意見や要望等を広聴するなど、市民との対話の機会を図るために、議会が主体となって住民自治組織との連携により実施する議会報告会(以下「報告会」という。)について、必要な事項を定めることを目的とします。

(開催日程及び会場)

第2条 報告会は年1回の開催とします。

2 報告会の日程及び会場は、議会運営委員会で決定します。

(議員の発言)

第3条 報告会における議員の発言は、原則として議会決定事項を中心とし、議員個人の見解を述べる場とはしません。

(報告内容)

第4条 報告会における報告事項は、次の各号のとおりとします。

- (1) 議会の活動状況
- (2) 予算の審議状況
- (3) 意見要望事項の対処状況
- (4) その他重要と思われる事項

(班編成及び担当会場)

第5条 班編成は、議会運営委員会で決定します。

2 班に代表者を置き、代表者は構成員の互選により決定します。

3 担当する会場は、班代表者による抽選で決定します。

(役割分担)

第6条 報告会における役割は、司会進行、報告、答弁、記録とし、班で協議し分担します。

(記 録)

第7条 報告会の記録は要点記録とし、様式は統一します。

(次 第 等)

第8条 報告会は、1会場2時間程度とし、開催次第は次のとおりとします。

順序	次 第	摘 要
1	開会あいさつ	議会班代表
2	議会報告	要領第4条（報告内容）に基づく
3	質疑応答	
4	意見要望、応答	広聴を重点にする
5	閉会あいさつ	議会班代表

2 報告会会場で配布する資料は各班共通とし、その内容については議会運営委員会で決定します。

（開催案内）

第9条 報告会の開催案内は、議会だより、議会ホームページに掲載するとともに、マスコミ各社に依頼し、事前周知に努めるほか、案内文書については、差し出し人を議長名によることとし、住民自治組織を通じて、回覧方式により全戸に周知要請します。

（結果報告等）

第10条 報告会終了後、班毎に報告会の成果や反省、意見・要望等を整理した後、班代表者による会議をもち、報告会全体の総括を行うとともに、結果を報告書にまとめ、議長に提出します。

2 前項の報告書は、全文を議会ホームページに掲載するほか、概要を議会だよりで公表します。

3 報告会で出された意見・要望等で重要なものは、議長において次の各号のとおり対処します。

（1）議会活動に対するものは、議会運営委員会に諮問します。

（2）市政に対するものは、市長に報告し回答を求めます。

（3）前各号の対応処理結果については、次回の報告会で報告するとともに、全文を議会ホームページに掲載するほか、概要を議会だよりで公表します。

附 則

この要領は、「自治会長の皆さんと議会との懇談会」の協議を経て、平成21年4月28日から施行します。

附 則

この要領は、「議員協議会」の協議を経て、平成21年10月9日から施行します。

附 則

この要領は、「議員協議会」の協議を経て、平成23年9月16日から施行します。